

山鹿市キャッチフレーズ「だから、山鹿。」 ロゴマーク利用の手引き

山鹿のよさを多くの人に知ってもらうため、山鹿の価値や魅力を高め、みんなで発信していくことを目的として、その魅力を表す「キャッチフレーズ」と「ロゴマーク」を市民の皆さんの投票で決定しました。

このキャッチフレーズとロゴマークは、「●●、だから山鹿。」「山鹿だから、●●!」と山鹿のよさを見つめなおし、広げていくためシンボルです。山鹿を「伝えたい」「もっと元気にしたい」、「山鹿のために何かしたい」と思う、全ての皆さんに利用していただくことができます。

ロゴマークを広くご利用いただくため、利用にあたっての手続きや注意点を説明します。

1 キャッチフレーズとメッセージ

キャッチフレーズ **だから、山鹿。**

メッセージ 山鹿にはたくさんの「宝」があります。

歴史・文化、温泉、風景、旬のもの、伝統工芸、お祭り、などなど。

みんなが知っている魅力も まだ見ぬあたらしい発見も

みんなで宝を探して 山鹿をもっと知っていただけたらいいな。

わくわく情熱の火を灯す そんなひとりひとりが山鹿の「たから」。

歴史や風土や人を大切に、活かし合う街・山鹿で

あなたも「たから」探しをしませんか。

2 利用できるロゴマーク

以下のデザインなど10種類のロゴマークを利用できます。ロゴマークの一覧や使用に際しての注意事項等は、『山鹿市キャッチフレーズ「だから、山鹿。」 ロゴマーク使用に関するガイドライン』をご確認ください。

だから、
山鹿。

だから、山鹿。
山鹿のたから



3 利用方法

次のような利用を想定していますが、その他の利用アイデアがありましたら、事前にお問い合わせをお願いします。

利用者	利用例
町内会・団体など	まつり・行事の広報物、案内状、グッズなど
学校	学校イベントの広報物、ホームページ、パンフレットなど
店舗・事業をされている方	名刺、包装紙、封筒、のぼり、ホームページ、パンフレット、商品パッケージ、車両へのラッピング、ノベルティなど

4 利用目的

ロゴマークは、山鹿の魅力づくりや情報発信、地域に対する市民の皆さんの愛着や誇りの向上など、山鹿のイメージアップに寄与する目的に利用できます。

ただし、次に該当する場合は、利用できません。

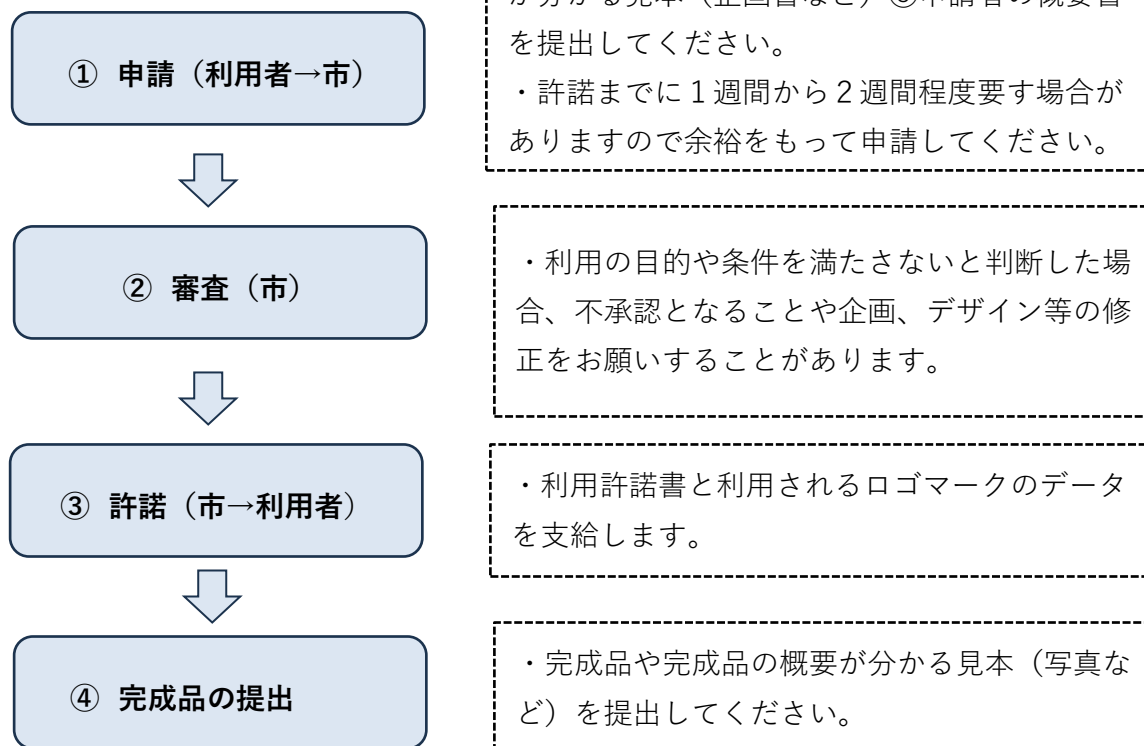
- ・法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- ・山鹿市の信用又は品位を害すると認められる場合
- ・第三者の利益を害すると認められる場合
- ・特定の個人、団体、法人、商品等を支援し、推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合
- ・特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに利用すると認められる場合
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業（同条第1項第1号から第3号までに係るものを除く）又はその広告等に利用される場合
- ・山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が利用する場合
- ・ロゴマーク等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- ・特定の個人若しくは団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれがあると認められる場合
- ・その他市が適切でないと認めた場合

5 利用手続き

利用申請書の提出をお願いします。利用方法等に疑義がある場合は、事前にお問い合わせをお願いします。ただし、次のような場合は申請不要です。

- ・個人的又は家庭など限られた範囲内において利用する場合
- ・新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に利用する場合

【手続きの流れ】



6 利用条件

ロゴマークの利用にあたっての条件は、次のとおりです。

遵守事項	・ロゴマークの利用が「4 利用目的」に記載する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう注意すること ・許諾された利用内容のみに利用すること ・ロゴマークを利用した物件の完成品又は完成品の概要が分かる見本を提出すること ・第三者に使用权を譲渡し、又は転貸しないこと ・市が提供する画像データを利用すること ・『山鹿市キャッチフレーズ「だから、山鹿。」ロゴマーク利用取扱要領』及び『山鹿市キャッチフレーズ「だから、山鹿。」ロゴマーク使用に関するガイドライン』に従うこと ・商標法や意匠法に基づく新たな権利を設定しないこと（利用を許諾した場合についても、独占してロゴマーク等を利用する権利を付与するものではありません） ・その他市が指示する条件に従うこと
利用料	無料
利用期間	原則として、利用許諾申請書に記載された期間とし、最長で2年以内とします。利用を延長する場合は、再度申請をお願いします。

7 利用改善及び利用取消

目的と異なる利用又は遵守事項に反した利用を発見したときは、利用者に対して改善を求めることとし、改善指示に応じない場合は利用許諾を取り消します。

8 利用にあたっての注意事項

- ・ロゴマーク等の利用によって生じる問題について、山鹿市は一切関知しません。
- ・ロゴマーク等を利用した制作物に関する事故、苦情、損害等が発生した場合は、利用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

9 申請・問合せ

申請書等は、以下に送付（郵送又はメール）又は持参してください。

メールに添付いただくファイルの容量及び形式には、制限がありますのでご注意ください。

ファイル容量：概ね5MB以下

ファイル/画像形式：Word、PowerPoint、PDF、JPG、PNG（AI形式は内容を確認できません）

【申請書提出先】

山鹿市役所 秘書広報課

〒861-0592 山鹿市山鹿987-3

電話：0968-43-1110

E-mail：hisho@city.yamaga.kumamoto.jp